

# 三条市基幹相談支援センターについて

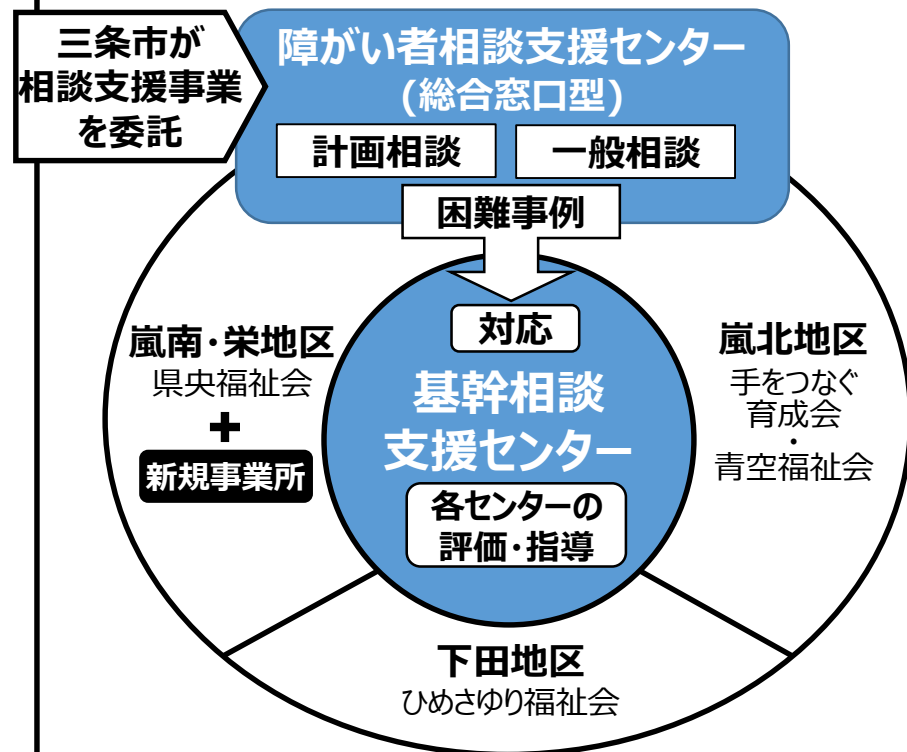
福祉保健部 福祉課

# 1 三条市の相談支援事業の方向性（1/2）

## H30.5.15理事者協議の決定事項

- 基幹相談支援センターの設置にあたっては、既存の法人・事業所の合併は行わず、各法人・事業所の主体性を尊重しつつ、役割分担を行いながら進めていく
- また、地域全体の体制構築を通じ、各法人・事業所の主体的な人材育成を行っていく必要があり、それには相応の時間を要することから、無理をせず次の3つのステップを経ながら計画的に進めていく

## 相談支援体制の将来の全体像



基幹相談支援センターを核に、各地区に設置する障がい者相談支援センターと連携し、相談支援を効果的かつ効率的に行っていく

### ステップ1

#### 第4期障がい福祉計画（H27年度～H29年度）

相談支援専門員を育成するため、市内4事業所の人員配置を2人体制に拡充

- 人員配置（常勤換算4人）  
嵐北:4人 嵐南:2人 栄:0人 下田:2人

※栄地区の事業所として想定していた「さかえ福祉会」が受託困難になったため、栄地区単独ではなく、嵐南地区と合わせた中で対応することとした

### ステップ2

#### 第5期障がい福祉計画（H30年度～H32年度）

嵐南・栄地区の相談支援専門員を増員し、各地区に障がい者支援センター（総合窓口型）を設置

- 人員配置（常勤換算5人）  
嵐北:4人 嵐南・栄:4人 下田:2人

### ステップ3

#### 第6期障がい福祉計画（H33年度～H35年度）

基幹相談支援センターに配置するアドバイザー職員（精神・療育）を確保し、基幹相談支援センターを開設

- 人員配置（常勤換算7人）  
アドバイザー:2人 嵐北:4人 嵐南・栄:4人 下田:2人

# 1 三条市の相談支援事業の方向性（2/2）

**平成31年度** 嵐南・栄地区に相談支援事業所を1事業所増設

現在、相談支援事業を委託している社会福祉4法人は、現行の事業運営が精一杯

三条市社会福祉協議会に新規参入を打診 → 承諾

平成31年度当初予算:委託料として520万円増額（社協分）

**平成33年度**

※第6期障がい福祉計画

基幹相談支援センターに配置する職員2人(精神・療育)を確保し、

**市が基幹相談支援センターを開設**

※(仮称)地域連携センター内に設置する方向で調整

連携

(仮称)地域連携  
センター

**平成36年度**

※第7期障がい福祉計画

基幹相談支援センターの(仮称)地域連携センターへの移管を目指す

## 2 基幹相談支援センター立上げに向けた取組

### 1 計画推進（相談支援）作業部会で内容を整理

参集者：指定相談支援事業所（特定・一般・児童） 相談支援専門員  
圏域地域生活支援センターハート 阿部アドバイザー  
三条市社会福祉協議会  
市

頻度：月1回


内容：基幹相談支援センターに持たせる機能（案）の整理  
平成33年度立ち上げに向けたスケジュール（案）設定 等

### 2 計画推進（相談支援）部会で協議

内容：上記作業部会で整理した事項について協議

### 3 地域自立支援協議会全体会で決定

#### 協議事項

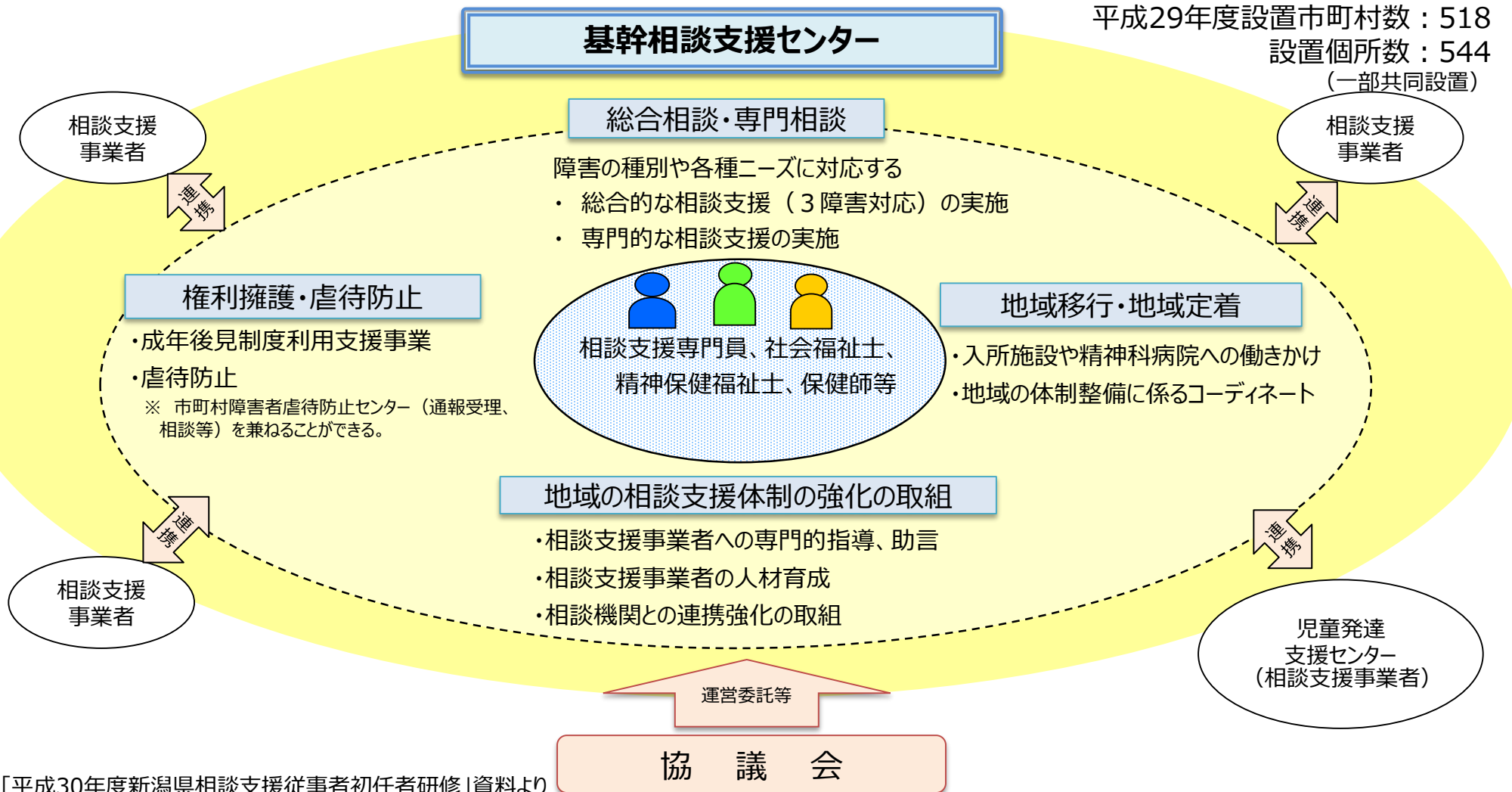
時期	平成30年度	平成31年	平成32年
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・他市の状況について</li><li>・他市視察</li><li>・付与機能について</li><li>・スケジュールについて</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・各機能の詳細について</li><li>・相談支援事業所との連携について</li></ul> 等	

# 3 基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。  
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。

平成29年度設置市町村数：518  
設置個所数：544  
(一部共同設置)



## 4 現行の相談支援体制の概略

相談支援事業名等	配置メンバー	業務内容	実施状況等
<b>基幹相談支援センター</b>	定めなし (地活要綱例示) 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合的・専門的な相談の実施</li> <li>● 地域の相談支援体制強化の取組</li> <li>● 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成</li> <li>● 地域の相談機関との連携強化</li> <li>● 地域移行・地域定着の促進の取組</li> <li>● 権利擁護・虐待の防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1,741市町村中 367市町村(H26.4)21%</li> <li>429市町村(H27.4)25%</li> <li>473市町村(H28.4)27%</li> <li><b>518市町村(H29.4)30%</b> →544カ所</li> </ul>
<b>障害者相談支援事業</b> 実施主体：市町村→指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者への委託可	定めなし	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）</li> <li>● 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導）</li> <li>● 社会生活力を高めるための支援</li> <li>● ピアカウンセリング</li> <li>● 権利擁護のために必要な援助</li> <li>● 専門機関の紹介 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>全部又は一部を委託</b> <b>1,570市町村（90%）</b></li> <li>■ 単独市町村で実施57%</li> <li>※H29.4時点</li> </ul>
<b>指定特定相談支援事業所</b> <b>指定障害児相談支援事業所</b>	専従の相談支援専門員 (業務に支障なければ兼務可)、管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本相談支援</li> <li>● 計画相談支援等</li> <li>・サービス利用支援、</li> <li>・継続サービス利用支援</li> </ul> ※特定事業所加算を受けている場合は24時間対応及び困難事例にも対応する場合あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 5,942ヶ所(H26.4)</li> <li>7,927ヶ所(H27.4)15,575人</li> <li>8,684ヶ所(H28.4)17,579人</li> <li><b>9,364ヶ所(H29.4)19,252人</b></li> <li>※障害者相談支援事業受託事業所数 <b>2,365ヶ所(25%)</b></li> </ul>
<b>指定一般相談支援事業所</b>	専従の指定地域移行支援従事者(兼務可)、うち1以上は相談支援専門員、管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本相談支援</li> <li>● 地域相談支援等</li> <li>・地域移行支援</li> <li>・地域定着支援 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 3,299ヶ所(H27.4)</li> <li>3,357ヶ所(H28.4)</li> <li><b>3,420ヶ所(H29.4)</b></li> </ul>

## 5 重層的な相談支援体制

### <第3層>

c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域（自立支援）協議会

### <第2層>

b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導）
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

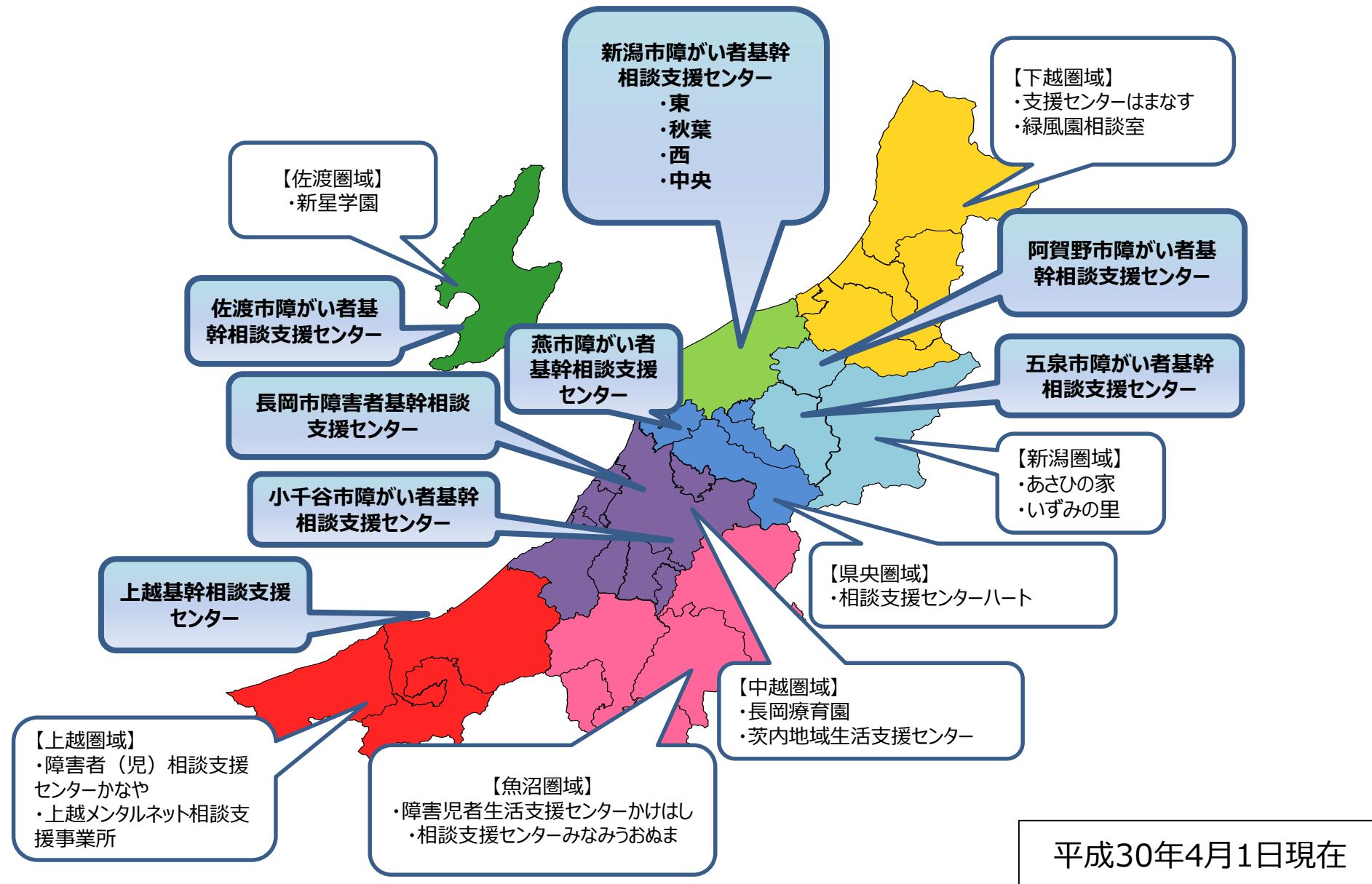
### <第1層>

a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等  
・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

## 6 県内の基幹相談支援センター設置状況(1/2)

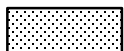




# 6 県内の基幹相談支援センター設置状況(2/2)

※取扱注意

	※参考 委託 相談 支援 事業 所の 有無	開設 時期	実施 体系 (直営 or 委託)	人員配置・職種	付与機能									
					総合相談・専門相談		権利擁護・ 虐待防止		相談支援体制強化			地域移行・ 地域定着支援		
					相談支援の 実施	計画 作成 (個別 給付)	成年後 見制度 利用支 援事業	虐待防 止セン ター機 能(通 報受 理・相 談)	相談支援 事業所へ 専門的指導	相談支援 事業所の 人材育成	関係機 関との 連携強 化の取 組	入所施 設や病 院への 働きか け	体制整 備の コーデ ィネ ット	協議会 運営
1 新潟市					非公表									
2 長岡市														
3 上越市														
4 小千谷市														
5 燕市														
6 五泉市														
7 阿賀野市														
8 佐渡市														

 ...委託部分

# 7 三条市基幹相談支援センターが担う機能(案)

	委託 相談 支援 事業 所の 有無	開設 時期	実施 体系 直営 or 委託	人員配置・職種	付与機能												
					総合相談・専門相談		権利擁護・ 虐待防止		相談支援体制強化			地域移行・ 地域定着支援					
					相談支援の 実施	計画 作成 (個別 給付)	成年後 見制度 利用支 援事業	虐待防 止セン ター機 能(通 報受 理・相 談)	相談支援 事業所への 専門的指導	相談支援 事業所の 人材育成	関係機 関との 連携強 化の取 組	入所施 設や病 院への 働きか け	体制整 備の コーデ ィネー ト	協議会 運営			
<b>三条市</b>	○	H33.4	直営	2人 【内訳】 ・直営 2 (精神・療育)	○	△	×	×	△	○	×	○	△	○	○	○	△

・相談窓口として市民への積極的な周知はしない。  
・相談が来たら対応するが初期対応のみとし、その後は適切な相談機関へつなぐ。

・現在市が検討中の成年後見センターの立上げの動向を注視する。  
・上記センターが立ち上がれば障がい者の部分もそこで担ってもらう。

・通報窓口は市とし、直接的支援は基幹にも市と同様の機能を持たせる。

・計画作成に関する相談には乗るが、基本的にプランチェックは行わない。  
・相談支援事業所の人材育成の一環で同様の効果の見られる取組を行う。

・評価ではなく委託事業所の状況の把握をする。

・企画は基幹が行い、庶務は市が行う。

## 作業部会からの声

「全て基幹で担うのが理想・・・」  
「特に相談支援事業所の人材育成に力を入れるべき」  
「基幹に配属される職員は経験豊富な相談支援専門員であるべき」

# 市町村における相談支援体制の三層構造

